消防法に基づく命令の公示一覧表

令和8年10月19日現在

所　在　地	太田市新田荻町181番地2 ほか
名　　称	グンマモーター有限会社
命令を受けた者	グンマモーター有限会社　代表取締役　ハーベルジャベド
命令事項	1　令和5年4月1日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い屋内消火栓設備を設置すること。（下記泡消火設備等を設置した以外の部分。ただし、当該部分に泡消火設備等を設置した場合はこの限りでない）。 2　令和5年4月1日までに、上記防火対象物の自動車修理工場部分に消防法で定める技術上の基準に従い泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置すること。 3　令和5年4月1日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。 4　令和5年4月1日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い誘導灯を設置すること。
命令年月日	令和4年12月1日

所　在　地	太田市堀口町171番地1 ほか
名　　称	株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫
命令を受けた者	株式会社ミヨシ　代表取締役　柿沼　洋康
命令事項	1　令和5年9月8日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の感知器を増設すること。（株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫東側及び西側部分） 2　令和5年9月8日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の地区音響装置を増設すること。（株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫東側及び西側部分） 3　令和5年9月8日までに、上記防火対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の発信機を増設すること。（株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫東側及び西側部分）
命令年月日	令和5年5月8日

所　在　地	太田市堀口町166番地2 ほか
名　　称	株式会社ミヨシ金型保管庫 株式会社ミヨシプレス2工場 株式会社ミヨシ第6倉庫 株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫
命令を受けた者	株式会社ミヨシ　代表取締役　柿沼　洋康
命令事項	1　令和6年3月21日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い屋内消火栓設備を設置すること。ただし、動力消防ポンプ設備を消防法で定める技術上の基準に従い有効に作動するよう改修した場合はこの限りでない。（株式会社ミヨシ金型保管庫、株式会社ミヨシプレス2工場、株式会社ミヨシ第6倉庫、株式会社ミヨシ2号倉庫、3号倉庫、4号倉庫） 2　令和6年3月21日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の感知器を増設すること。（株式会社ミヨシ金型保管庫変電設備室東側部分） 3　令和6年3月21日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の地区音響装置を増設すること。（株式会社ミヨシ金型保管庫北西側部分）
命令年月日	令和5年11月21日

消防法に基づく命令の公示一覧表

所　在　地	太田市高林東町1579番地ほか
名　　称	株式会社斉藤木材　南倉庫兼事務所棟
命令を受けた者	株式会社斉藤木材　代表取締役　斉藤　雄一郎
命令事項	1　令和6年5月11日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い屋内消火栓設備を設置すること。 2　令和6年5月11日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。
命令年月日	令和6年1月11日

所　在　地	太田市大原町1642番地1
名　　称	合資会社萩原商店　倉庫
命令を受けた者	萩原　義浩
命令事項	1　令和7年3月2日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い屋内消火栓設備を設置すること。 2　令和7年3月2日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。
命令年月日	令和6年10月30日

所　在　地	太田市由良町236番地1ほか
名　　称	株式会社塚越製作所　プレス工場
命令を受けた者	株式会社塚越製作所　代表取締役　塚越　昇
命令事項	1　令和7年6月27日までに、上記対象物の全体に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備を設置すること。 2　令和7年6月27日までに、上記対象物の1階に消防法で定める技術上の基準に従い誘導灯を設置すること。
命令年月日	令和7年1月27日

消防法に基づく命令の公示一覧表

所　在　地	太田市寺井町689番地4、690番地3
名　　称	新田乃庄　寒山亭
命令を受けた者	株式会社新田乃庄　代表取締役　須永　政志
命令事項	1　令和8年3月16日までに、消防法で定める技術上の基準に従い上記対象物に消火器具を増設し、かつ、これを適正に配置すること。 2　令和8年5月31日までに、上記対象物に設置されている屋内消火栓設備を消防法で定める技術上の基準に従い有効に作動するよう改修すること。 3　令和8年5月31日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の感知器を増設すること。（1階社長用休憩室北西側物置、1階西側風除室及び2階北側中央客室） 4　令和8年5月31日までに、上記対象物の2階（天井裏を含み、階段、廊下及びダムウェーターを除く。）に設置されている自動火災報知設備の感知器を消防法で定める技術上の基準に従い煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器へ交換すること。 5　令和8年5月31日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い誘導灯を増設すること。（1階厨房西側通路から屋外へ通ずる出入口） 6　令和8年5月31日までに、上記対象物に設置されている誘導灯を消防法で定める技術上の基準に従い点灯させること。（1階社長用休憩室南東側出入口ほか） 7　令和8年2月16日までに、上記対象物に設置されている型式が失効した消火器を適正に廃棄すること。（1階東側客室ほか） 8　令和8年5月31日までに、上に掲げた消防用設備等に関する不備のほか、消防法で定める技術上の基準に従い直近に報告された消防用設備等点検結果（平成28年3月31日付け消中署第2001号）に基づく不備を改修すること。
命令年月日	令和8年1月16日

所　在　地	太田市寺井町896番地1、897番地2
名　　称	新田乃庄　本店
命令を受けた者	須永　政志 株式会社　新田乃庄　代表取締役　須永　政志
命令事項	1　令和8年3月16日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い消火器具を設置すること。 2　令和8年5月1日までに、上記対象物に設置されている自動火災報知設備を消防法で定める技術上の基準に従い有効に作動するよう改修すること。 3　令和8年5月1日までに、上記対象物に消防法で定める技術上の基準に従い自動火災報知設備の感知器を増設すること。（1階旧冷蔵室、1階東側旧客室及び1階旧客席通路） 4　令和8年5月1日までに、上記対象物の南側階段に設置されている自動火災報知設備の感知器を消防法で定める技術上の基準に従い煙感知器へ交換すること。 5　令和8年5月1日までに、上記対象物に設置されている自動火災報知設備の受信機を消防法で定める技術上の基準に従い常時人のいる場所等へ移設すること。 6　令和8年2月16日までに、上記対象物に設置されている型式が失効した消火器を適正に廃棄すること。（1階旧客席通路ほか）
命令年月日	令和8年1月16日